

公益財団法人藤井寺市勤労者互助会
理事、監事及び評議員に対する報酬等支給基準規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人藤井寺市勤労者互助会（以下「この法人」という。）定款第13条及び第28条の規定に基づき、この法人の理事、監事及び評議員に対する報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(支給対象)

第2条 理事会及び評議員会並びに理事長から要請があった会議等に出席した理事、監事及び評議員には、報酬を支給する。

(支給額)

第3条 報酬の額は1人につき1回当たり3,000円を支払うものとする。

(支給方法)

第4条 前条で決定された金額は、会議開催の都度、振込又は現金で支給する。

(報酬等の特例)

第5条 第2条の規定にかかわらず、地方公務員（地方公務員法第3条に規定する者）が理事、監事又は評議員を兼ねる場合にあっては、報酬は支給しない。

(規程の変更)

第6条 この規程の変更は、評議員会の決議によるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。